

## 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

### 1 労災保険率等の改正

#### (1) 労災保険率の改正（要綱第三関係）

労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第2項に基づき、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害率等を考慮して、事業の種類ごとに厚生労働大臣が定めることとされ、平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従い、3年ごとに改定を行っており、今般、平成30年度の改定のため、所要の改正を行うもの。

#### (2) 社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき限度額の改正（要綱第一の三関係）

社会復帰促進等事業及び労災保険事業の事務執行（以下「社会復帰促進等事業等」という。）に要する費用に充てるべき限度額は、保険料収入及び積立金から生ずる収入等の118分の18とされている。

平均料率が改定の度引き下がり、保険料収入が減少している一方、

- ・ 労働災害発生率をさらに減少させるため、従前の労働災害防止対策を着実に行う必要がある
  - ・ 過重労働防止対策やメンタルヘルス対策等の充実の必要性が増している
- 等のことから、社会復帰促進等事業等の費用（特に未払賃金立替払事業を除いた費用）が増加傾向にあり、その費用を限度額内に収めることが困難となりつつある。

この状況を踏まえ、必要な事業費を確保するため、限度額の割合を118分の18から120分の20に引き上げるもの。

### 2 家事支援業務に係る作業に関する特別加入制度の拡充（要綱第一の四関係）

家政婦紹介所の紹介等により個人家庭に雇用され、家事、育児等の作業に従事する者（以下「家事支援従事者」という。）については、労働基準法上の労働者とされており、労災保険の強制加入対象とならない。

しかし、災害発生状況等に関する調査の結果や既に特別加入対象となっている介護作業従事者との就労形態の類似性に鑑み、家事支援従事者は業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること等が認められるため、任意加入である特別加入制度の対象とするよう、所要の改正を行うもの。

### 3 時間外労働等改善助成金（職場意識改善助成金より改称）（要綱第一の二関係）

時間外労働の上限規制の導入を含む働き方改革関連法案については、労働政策審議会に諮問され、9月15日付けで「おおむね妥当」との答申がなされたところであり、今後、早期に、法案を国会に提出することとしている。

このような中、経営基盤が脆弱である中小企業事業主が時間外労働の上限規制を円滑に移行することを支援することを明確化するため、社会復帰促進等事業として実施している職場意識改善助成金の名称変更、助成対象の拡充を行うもの。

### 4 介護（補償）給付及び介護料の額の引上げ（要綱第一の一及び第二関係）

介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額は、毎年人事院の国家公務員の給与勧告率にあわせて見直しを行うこととしており、平成29年8月に出された勧告率（+0.15%）に基づき、平成30年度の最高限度額及び最低保障額の改定を行う。

あわせて、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直しを行う。

### 5 施行期日

平成30年4月1日